

## 定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和5年12月27日付公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月29日

寒河江市監査委員 大 沼 勇  
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

寒河江市監査委員 殿

寒河江市農業委員会  
会長 木 村 三 紀

## 監査結果に係る措置状況（通知）

令和 5 年 1 2 月 2 7 日付け監第 2 3 2 号をもって報告を受けた定例監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します

農業委員会

指摘を受けた事項	措置状況
<p>令和 4 年度寒河江市農業者年金協会活動推進事業費補助金について</p> <p>令和 4 年度寒河江市農業者年金協会活動推進事業費補助金において、市から 150,000 円の補助金を交付している。補助金は関係 9 地区へ研修事業等を対象として助成をしていたが、実績報告書には地区ごとの助成金の領収書が付いているのみである。</p> <p>再度、実績報告書の確認を監査で求めた結果、研修事業等を実施していないことがわかったため、補助金の返還をするようにされた。返還事務については、財政課と協議をした上で適正な返還事務をされたい。</p> <p>今後は補助金事務については適正な事務の確認を徹底されたい。</p>	<p>補助金を交付した団体へは補助金の返還を依頼し、返還が完了しました。</p> <p>補助金事務の実績報告書について、口頭確認のみで、事業の未実施に気付く事が出来なかったため、今後は補助金の交付申請の際に事業内容を確認し、また実績報告の際、事業実施の確認と領収書等を確認したうえで、補助金を支払うようにいたします。</p> <p>また、複数人による確認を徹底し、確認体制の強化を図り適正な事務を行ってまいります。</p>